

朝 監 第 18 号
平成 30 年 8 月 23 日

朝来市長 多 次 勝 昭 様

朝来市監査委員 山 下 司
同 太 田 茂

財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された資金不足比率について、別紙のとおり意見書を提出します。

財政健全化審査及び経営健全化審査意見書

1 審査の概要

審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定が、関係法令等に基づいて適正に行われているか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを証拠書類等と照合し、年度比較による検討をするなどして審査した。

2 審査の期間

平成 30 年 7 月 17 日から同年 8 月 17 日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、また、いずれの計数も正確であると認められる。

記

(単位：%)

区 分	平成 29 年度 決 算	早期健全化基準 経営健全化基準	※参考 平成 28 年度決算
健全化判断比率			
実質赤字比率	—	12.96	—
連結実質赤字比率	—	17.96	—
実質公債費比率	10.0	25.0	9.5
将来負担比率	33.8	350.0	39.9
資金不足比率			
水道事業	—	20.0	—
工業用水道事業	—	20.0	—
と畜場事業	—	20.0	—
下水道事業	—	20.0	—
宅地開発事業	—	20.0	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字がないので—と表示している。また、資金不足比率については、資金不足額がないので、それぞれ—と表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、普通会計（一般会計及び住宅資金貸付事業特別会計）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであり、実質赤字を標準財政規模で除して算定される。

本年度も前年度同様、実質赤字額は生じていない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、財産区特別会計を除く全ての会計を対象に、市としての赤字の程度を指標化し、市全体としての財政運営の深刻度を示すものであり、実質赤字又は資金不足額の総額を標準財政規模で除して算定される。

本年度も前年度同様、連結後の実質赤字額は生じていない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、全ての会計と、加入する一部事務組合を含めた範囲の公債費による財政負担の程度を指標化し資金繰りの危険度を示すものであり、公債費（償還特財と交付税算入額を除く。）を標準財政規模（交付税算入額を除く。）で除して算定される。（3箇年平均）

本年度は、10.0%となっており、前年度9.5%と比較して0.5ポイント上昇したが、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。また、昨年度に引き続き、地方債発行に許可が必要となる18%を下回った。

平成25年度以降の積極的な繰上償還の実施、起債発行にあたり交付税算入率の高い起債を多く発行したことによる基準財政需要額の増加によって比率が改善傾向であったが、本年度には一転悪化となっている。また、単年度の実質公債費比率をみても平成27年度が9.7%、平成28年度が10.0%、本年度が10.4%となっており、徐々にではあるが上昇してきている状況である。平成28年度から交付税一本算定に向けた普通交付税の削減が始まり、比率を悪化させる要因になっているものと考えられる。

起債の計画的な発行と繰上償還の検討など、今後も長期的な視野を持って健全な財政運営に努められたい。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、財産区特別会計を除く全ての会計、加入する一部事務組合のほか第3セクターの損失補償等について、本市が負担すべき費用の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであり、将来負担の総額から充当可能な財源を差し引いた額を標準財政規模（公債費等に係る交付税算入額を除く。）で除して算定される。

本年度は、33.8%となっており、前年度39.9%と比較して6.1ポイント低下し、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っている。剰余金積立やふるさと寄附金の増加に伴うふるさと創生基金積立金等による充当可能基金の増加、起債の抑制と繰上償還等による地方債現在高の減少などが将来負担比率の改善に寄与したものと考えられる。しかしながら、今後交付税一本算定による交付税額の段階的縮減により比率が悪化することも考えられることから、投資的経費の精査・見直しを行うなど、引き続き健全な財政運営を行い将来負担比率の抑制に努められたい。

⑤ 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとに資金不足の程度を指標化し、経営状態の深刻度を示すものであり、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模（営業収益の額－受託工事収益の額）で除して算定される。

本市においては、いずれの公営企業会計においても資金不足は生じていない。